

平成28年第2回定例会（9月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料

福祉環境委員会提出資料

—— 補正予算・議案関係 ——

平成28年9月15日

健 康 福 祉 部

目 次

◎ 補正予算関係

1	地域医療介護総合確保基金積立金	(福祉政策課)	1
2	介護人材確保対策事業	(長寿社会課)	2
3	生活のしづらさなどに関する調査費	(障害福祉課)	4
4	医療提供体制整備費補助事業	(医務薬事課)	5
5	在宅医療推進支援事業	(医務薬事課)	7
6	医療従事者養成事業	(医務薬事課)	8
7	地域医療再生臨時対策基金返還事業	(医務薬事課)	9
8	(新)健康サポート薬局制度推進事業	(医務薬事課)	11
9	献血運動推進全国大会開催事業	(医務薬事課)	12

◎ 議案関係

1	秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例案の概要	(子育て支援課)	13
---	--	----------	----

事業概要

福祉政策課

事業名	内容																																						
<p>地域医療介護総合確保 基金積立金</p> <p style="text-align: right;">2, 316, 329 千円</p> <p>〔国 1, 544, 140〕 〔財 117〕 〔一 772, 072〕</p>	<p>1 目的 医療介護総合確保促進法に基づき策定した秋田県計画（平成28年度）に掲げる事業を実施するため、国の医療介護提供体制改革推進交付金を活用し、地域医療介護総合確保基金を積み立てる。</p> <p>2 対象事業 （1）医療分 ①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 ②居宅等における医療の提供に関する事業 ③医療従事者の確保に関する事業</p> <p>（2）介護分 ①介護施設等の整備に関する事業 ②介護従事者の確保に関する事業</p> <p>3 内訳 （1）元金</p> <p style="text-align: right;">2, 316, 212千円</p> <p style="text-align: right;">〔国負担（2/3） 1, 544, 140千円〕 〔県負担（1/3） 772, 072千円〕</p> <p style="text-align: center;">○基金積立金の内容 （単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">基金積立金</th> <th style="width: 20%;">国負担</th> <th style="width: 20%;">県負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分</td> <td style="text-align: right;">1, 012, 284</td> <td style="text-align: right;">674, 856</td> <td style="text-align: right;">337, 428</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td style="text-align: right;">1, 303, 928</td> <td style="text-align: right;">869, 284</td> <td style="text-align: right;">434, 644</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">2, 316, 212</td> <td style="text-align: right;">1, 544, 140</td> <td style="text-align: right;">772, 072</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）運用利息 平成28年度運用益見込み 117千円</p> <p>（参考）基金の積立状況 （単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 15%;">H26</th> <th style="width: 15%;">H27</th> <th style="width: 15%;">H28</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分</td> <td style="text-align: right;">1,070,000</td> <td style="text-align: right;">864,988</td> <td style="text-align: right;">1,012,284</td> <td>9月補正予算計上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;">1,013,865</td> <td style="text-align: right;">1,956,185</td> <td>当初予算計上 （国H27補正予算分）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,303,928</td> <td>9月補正予算計上</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">1,070,000</td> <td style="text-align: right;">1,878,853</td> <td style="text-align: right;">4,272,397</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	基金積立金	国負担	県負担	医療分	1, 012, 284	674, 856	337, 428	介護分	1, 303, 928	869, 284	434, 644	計	2, 316, 212	1, 544, 140	772, 072	年度	H26	H27	H28	備考	医療分	1,070,000	864,988	1,012,284	9月補正予算計上	介護分	—	1,013,865	1,956,185	当初予算計上 （国H27補正予算分）	1,303,928	9月補正予算計上	計	1,070,000	1,878,853	4,272,397	
区分	基金積立金	国負担	県負担																																				
医療分	1, 012, 284	674, 856	337, 428																																				
介護分	1, 303, 928	869, 284	434, 644																																				
計	2, 316, 212	1, 544, 140	772, 072																																				
年度	H26	H27	H28	備考																																			
医療分	1,070,000	864,988	1,012,284	9月補正予算計上																																			
介護分	—	1,013,865	1,956,185	当初予算計上 （国H27補正予算分）																																			
			1,303,928	9月補正予算計上																																			
計	1,070,000	1,878,853	4,272,397																																				

事 業 概 要

長 寿 社 会 課

事 業 名	内 容
<p>介護人材確保対策事業 (新)介護サービス事業所認証評価制度構築事業)</p> <p style="text-align: center;">12,671千円</p> <p>(入 12,671)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的 深刻な人手不足が懸念される介護人材を確保するため、介護従事者の処遇改善や人材育成等を積極的に実施する介護サービス事業所の取組と努力を認証評価する制度を構築する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 認証評価制度検討委員会(仮称)の開催 544千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 制度構築及び基準策定に向けた検討 ・委 員 事業者団体、職能団体、学識経験者等 ・開催回数 3回(H28.10月、12月、H29.2月) <p>(2) 認証評価制度構築コンサルティング業務委託 11,889千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 上記委員会での検討内容に基づき、制度構築に関する評価項目、評価基準、自己点検シート及びハンドブック、審査マニュアルの作成等の業務を委託 ・契約方法 企画提案型公募により委託業者を選定 <p>(3) 認証ロゴマークデザイン業務委託 238千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 認証事業所用ロゴマークのデザイン業務を委託 ・使用方法 県及び認証を取得した事業所がホームページや求人広告、就職フェア等で活用

介護サービス事業所認証評価制度について

I 現状と対応

現状

高齢化の進行による介護ニーズの拡大と生産年齢人口の減少により、介護人材の不足が懸念されており、有効求人倍率は他業種に比べ高い数値で推移している。

また、介護従事者の意識調査において、労働条件等の悩みや不安等として「人手が足りないこと」や「仕事の内容に比べ賃金が低いこと」、「有給休暇が取りにくいこと」などが上位に挙げられている状況にある。

対応

このような現状を踏まえ、課題を解決するためには、県と事業者が共通認識を持ち、お互いに協力しながら介護人材の確保や人材定着に取り組んでいくことが重要である。

- ① 介護従事者の処遇改善、人材育成等に自ら積極的に取り組む事業所を認証評価する制度を構築する。
- ② 認証に向けた意欲のある事業者の取組を県が全面的に支援するとともに、認証を取得した事業者の情報とその取組を公表する。

介護サービス事業者の人材育成・確保に係る取組の「見える化」を図ることにより、事業者のレベルアップ・ボトムアップと新規就労者の参入及び人材の定着を進めていく。

平成28年度：制度構築 → 平成29年度：運用開始

II スケジュール

H28年度

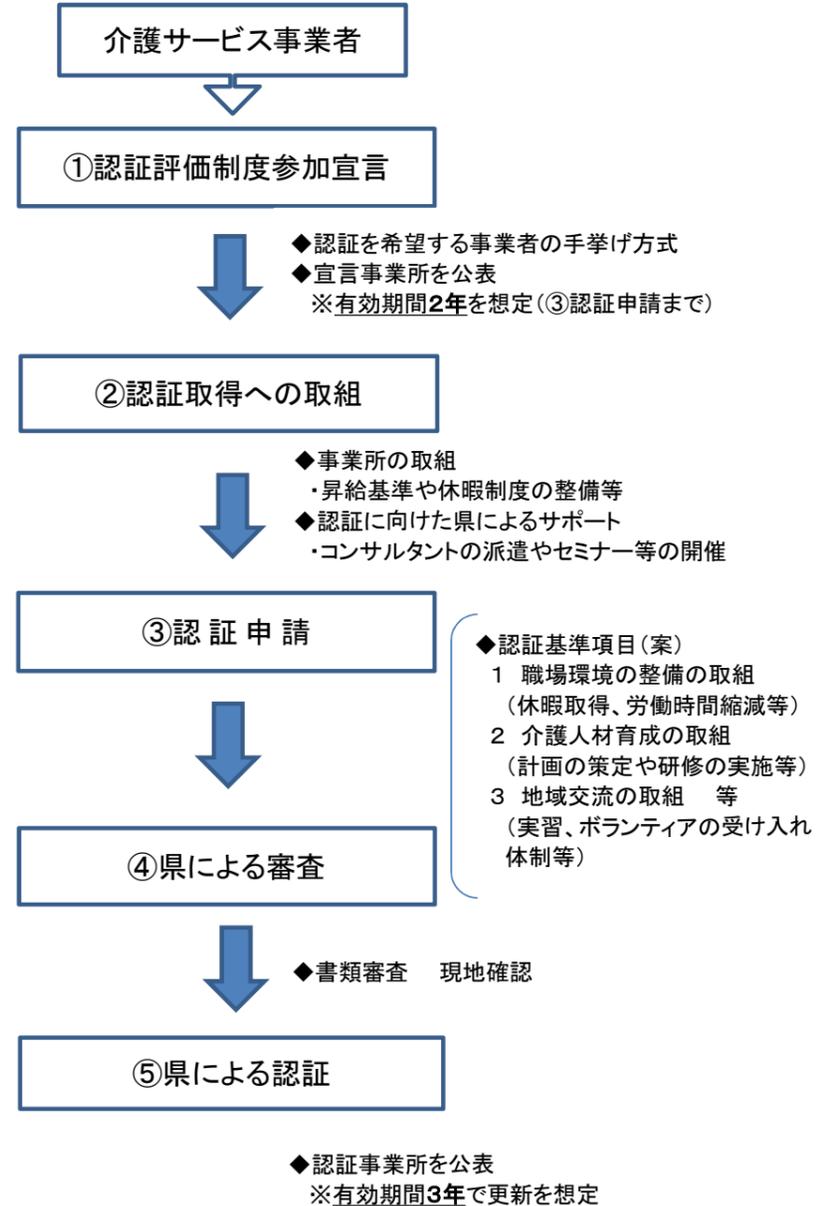
	○検討委員会(仮称)の開催	○コンサルティング業務委託	○認証ロゴマークデザイン業務委託
H28.10	第1回検討委員会 ・認証制度骨子案の検討	企画提案募集 委託契約締結 制度及び認証基準案の協議、作成	
H28.12	第2回検討委員会 ・制度及び認証基準案の検討	委託契約締結 デザイン案協議 認証基準案の修正	
H29.2	第3回検討委員会 ・認証基準修正案の検討	認証基準の最終版の作成	ロゴマークデザイン決定
H29.3		ハンドブック、審査マニュアル等作成	

H29年度

	○推進委員会(仮称)の設置	○宣言募集受付・公表等業務 ○認証支援業務	○認証審査業務
H29.4	推進委員会の設置 ・制度の周知及び推進のための検討	制度の周知	
H29.6	制度運用開始		
		制度参加宣言受付開始 各種セミナー、個別相談会等による支援開始 認証申請受付開始	認証申請募集 認証審査

III 認証評価制度の流れ・事業効果

制度の流れ



事業効果

・認証されるための事業者の自助努力
・県の支援

・処遇改善・人材育成等の取組による事業者のレベルアップ

・安心して選択できる職場 → 参入促進
・働き続けやすい職場 → 定着促進

質の高い介護サービスの提供

認証評価制度のメリット

① 事業者のメリット	② 事業所職員のメリット	③ 学生・求職者のメリット	④ 利用者・家族のメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の採用が有利になる。 ・職場環境の整備が図られ、人材定着に繋がる。 ・研修体制などが整備され、職員の資質が向上する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働き続けやすい職場になる。 ・中高年や子育て中の職員などがライフスタイルに応じ、多様な働き方ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある職場を選択する情報が得られる。 ・働きやすい(優良な)事業所が増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズにあったサービスを安定して受けられる。 ・サービスの質の向上が図られる。

事 業 概 要

障 害 福 祉 課

事 業 名	内 容
<p>生活のしづらさなどに関する調査費</p> <p style="text-align: right;">2, 174千円</p> <p>(国 2, 174)</p>	<p>1 事業目的 在宅の障害児・者等の生活実態とニーズを把握し、障害福祉施策の検討に資する基礎資料を得る。 (概ね5年ごとに、厚生労働省が各都道府県・指定都市・中核市に委託して実施している。)</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容 (1) 調査対象 在宅の障害児・者及び難病患者等</p> <p>(2) 調査時期 平成28年12月</p> <p>(3) 調査地区数 15市町28地区を想定 ※ 前回調査(23年度) : 14市町26地区</p> <p>(4) 調査事項 年齢及び性別、居住形態、障害の状況、障害の原因、障害者手帳等の種類、日常生活の支障の状況、障害福祉サービス等の利用状況、障害福祉サービス等の希望 等</p> <p>(5) 調査方法 ①市町村長から推薦された調査員を県が任命。 ②調査員が調査地区内の全世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査対象者の有無を確認。 ③調査対象者がいる場合に調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼。 ④調査票は原則、調査対象者本人が記入。</p> <p>(6) 負担割合 国10/10</p>

事業概要

医務薬事課

事業名	内容																														
<p>医療提供体制整備費補助事業</p> <p style="text-align: center;">229,435千円</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 145,814</p> <p>② 62,280</p> <p>③ 21,341</p> </div> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的 救急医療やがん医療等、地域医療提供体制の充実強化を図るため、医療機関の施設・設備整備に対して助成する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 医療機関等設備整備事業 105,682千円</p> <p>① 病院群輪番制病院設備整備事業</p> <p style="margin-left: 20px;">・補助率 2/3 (国1/3、県1/3)</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>事業費</th> <th>算定基礎額</th> <th>補助額</th> <th>購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大曲厚生医療センター</td> <td style="text-align: right;">46,116</td> <td style="text-align: right;">16,890</td> <td style="text-align: right;">11,260</td> <td>手術用顕微鏡システム</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 救命救急センター設備整備事業</p> <p style="margin-left: 20px;">・補助率 2/3 (国1/3、県1/3)</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>事業費</th> <th>算定基礎額</th> <th>補助額</th> <th>購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田赤十字病院</td> <td style="text-align: right;">58,919</td> <td style="text-align: right;">47,133</td> <td style="text-align: right;">31,422</td> <td>超音波診断装置 心臓カテーテル用検査装置 熱傷用ベッド 人工呼吸器 ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 人工腎臓装置不足地域設備整備事業</p> <p style="margin-left: 20px;">・補助率 国1/3</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>事業費</th> <th>算定基礎額</th> <th>補助額</th> <th>購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯島透析クリニック</td> <td style="text-align: right;">2,160</td> <td style="text-align: right;">2,160</td> <td style="text-align: right;">720</td> <td>透析用監視装置</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	事業費	算定基礎額	補助額	購入予定機器	大曲厚生医療センター	46,116	16,890	11,260	手術用顕微鏡システム	対象施設	事業費	算定基礎額	補助額	購入予定機器	秋田赤十字病院	58,919	47,133	31,422	超音波診断装置 心臓カテーテル用検査装置 熱傷用ベッド 人工呼吸器 ほか	対象施設	事業費	算定基礎額	補助額	購入予定機器	飯島透析クリニック	2,160	2,160	720	透析用監視装置
対象施設	事業費	算定基礎額	補助額	購入予定機器																											
大曲厚生医療センター	46,116	16,890	11,260	手術用顕微鏡システム																											
対象施設	事業費	算定基礎額	補助額	購入予定機器																											
秋田赤十字病院	58,919	47,133	31,422	超音波診断装置 心臓カテーテル用検査装置 熱傷用ベッド 人工呼吸器 ほか																											
対象施設	事業費	算定基礎額	補助額	購入予定機器																											
飯島透析クリニック	2,160	2,160	720	透析用監視装置																											

④がん診療施設設備整備事業

・補助率 県1/3

(単位：千円)

対象施設	事業費	算定基礎額	補助額	購入予定機器
北秋田市民病院	51,840	32,400	10,800	X線撮影装置
秋田厚生医療センター	39,636	32,400	10,800	移動型X線撮影装置
由利組合総合病院	181,440	64,800	21,600	MR I 装置
平鹿総合病院	52,920	32,400	10,800	X線TVシステム
雄勝中央病院	24,840	24,840	8,280	マンモグラフィ
計 5施設			62,280	

(2) 医療機関等施設整備事業 123,753千円
(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業)

①スプリンクラー設備

・補助率 国10/10

(単位：千円)

対象施設	事業費	算定基礎額	補助額
白坂内科胃腸科医院(能代市)	21,578	14,682	14,682
山王胃腸科(秋田市)	33,681	17,955	17,955
秋田南クリニック(秋田市)	28,576	25,427	25,427
本荘整形外科(由利本荘市)	14,299	9,240	9,240
野々部外科内科医院(仙北市)	26,310	21,525	21,525
雄物川クリニック(横手市)	9,558	12,337	9,558
小野崎医院(湯沢市)	36,028	24,815	24,815
計 7施設			123,202

②火災通報装置

・補助率 国10/10

(単位：千円)

対象施設	事業費	算定基礎額	補助額
あきたレディースクリニック安田(秋田市)	260	310	260
小川内科医院(秋田市)	291	310	291
計 2施設			551

事 業 概 要

医 務 薬 事 課

事 業 名	内 容																				
<p>在宅医療推進支援事業 (新)在宅医療サービス提供施設設備整備事業) 7,250千円</p> <p>(入 7,250)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的 患者がどこにいても安心して医療が受けられる体制を目指すため、各地域の在宅医療提供体制の確保、構築に向けた事業に対し補助する。</p> <p>2 事業内容 入院治療から在宅医療へ移行する患者の生活機能の回復・維持・向上に必要となるリハビリテーションの充実強化を図るため、通所・訪問によるリハビリテーションを行う事業者の設備整備について助成を行うほか、在宅医療を推進するため、積極的に訪問看護を実施する事業者の訪問車両整備について助成を行う。</p> <p>(1) 通所リハビリテーション設備整備事業 5,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 病院、診療所 ・対象経費 リハビリテーション機能の拡充に伴う設備整備費 ・補助率 県1/2 ・補助基準額 10,000千円 <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象施設</th> <th style="width: 15%;">事業費</th> <th style="width: 15%;">補助額</th> <th style="width: 45%;">設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療法人杏真会 まっこいしゃ高橋医院</td> <td style="text-align: center;">16,134</td> <td style="text-align: center;">5,000</td> <td>歩行運動器具、低周波治療器、筋力強化器具等一式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 訪問リハビリテーション・訪問看護車両整備事業 2,250千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 病院、診療所 ・対象経費 訪問車両整備費 ・補助率 県1/2 ・補助基準額 1,500千円 (1拠点あたり1台を上限) <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象施設</th> <th style="width: 15%;">事業費</th> <th style="width: 15%;">補助額</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療法人杏真会 まっこいしゃ高橋医院</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> <td>訪問リハビリ車両 2拠点：各1台</td> </tr> <tr> <td>大館市立総合病院</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> <td style="text-align: center;">750</td> <td>訪問看護車両 1台</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	事業費	補助額	設 備	医療法人杏真会 まっこいしゃ高橋医院	16,134	5,000	歩行運動器具、低周波治療器、筋力強化器具等一式	対象施設	事業費	補助額	備 考	医療法人杏真会 まっこいしゃ高橋医院	3,000	1,500	訪問リハビリ車両 2拠点：各1台	大館市立総合病院	1,500	750	訪問看護車両 1台
対象施設	事業費	補助額	設 備																		
医療法人杏真会 まっこいしゃ高橋医院	16,134	5,000	歩行運動器具、低周波治療器、筋力強化器具等一式																		
対象施設	事業費	補助額	備 考																		
医療法人杏真会 まっこいしゃ高橋医院	3,000	1,500	訪問リハビリ車両 2拠点：各1台																		
大館市立総合病院	1,500	750	訪問看護車両 1台																		

事 業 概 要

医 務 薬 事 課

事 業 名	内 容																				
<p>医療従事者養成事業 (新)勤務環境改善促進事業)</p> <p style="text-align: center;">9, 8 7 6千円</p> <p>(人 9, 8 7 6)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的 医師・看護職員をはじめとした医療従事者の確保・定着を図るために勤務環境改善計画に基づき必要な設備整備等について支援を行う。</p> <p>※ 勤務環境改善計画とは 各病院、診療所の現状分析・課題抽出を行い、その課題を解決するため、PDCAサイクルに基づいて個々の医療機関が独自に作成する計画。</p> <p>2 実施主体 国立病院機構あきた病院、市立田沢湖病院</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 機器導入事業 9, 7 6 8千円 ・対象経費 機器導入費 ・補助率 県1/2</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>事業費</th> <th>補助額</th> <th>購入機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立病院機構あきた病院</td> <td style="text-align: center;">18,889</td> <td style="text-align: center;">9,444</td> <td>エレベートバス (介護用浴槽)</td> </tr> <tr> <td>市立田沢湖病院</td> <td style="text-align: center;">648</td> <td style="text-align: center;">324</td> <td>ストレッチャー式 スケール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) メンタルヘルス講習会実施事業 1 0 8千円 ・対象経費 講習会開催費 ・補助率 県10/10</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>事業費</th> <th>補助額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立田沢湖病院</td> <td style="text-align: center;">108</td> <td style="text-align: center;">108</td> <td>臨床心理士による 講習</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	事業費	補助額	購入機器	国立病院機構あきた病院	18,889	9,444	エレベートバス (介護用浴槽)	市立田沢湖病院	648	324	ストレッチャー式 スケール	対象施設	事業費	補助額	備 考	市立田沢湖病院	108	108	臨床心理士による 講習
対象施設	事業費	補助額	購入機器																		
国立病院機構あきた病院	18,889	9,444	エレベートバス (介護用浴槽)																		
市立田沢湖病院	648	324	ストレッチャー式 スケール																		
対象施設	事業費	補助額	備 考																		
市立田沢湖病院	108	108	臨床心理士による 講習																		

事 業 概 要

医 務 薬 事 課

事 業 名	内 容												
<p>地域医療再生臨時対策基金返還事業</p> <p>112,271千円</p> <p>(諸 6)</p> <p>(一 112,265)</p>	<p>1 事業目的</p> <p>地域医療再生計画に基づく医師の確保、病院等の機能の充実及び連携の強化等に係る臨時の事業に充てるため、国からの交付金を財源として設置した「秋田県地域医療再生臨時対策基金」について、平成27年度末で全ての事業が終了し、基金を廃止したことから、その執行残額を国庫に返還する。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 返還額内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">国からの交付区分</th> <th style="width: 20%;">返還額 (執行残額)</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度補正予算 (三次医療圏分)</td> <td style="text-align: center;">73,105千円</td> <td>執行率96%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度補正予算 (拡充分)</td> <td style="text-align: center;">39,166千円</td> <td>執行率96%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">112,271千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記表の交付区分のほか、平成21年度補正予算により、北秋田二次医療圏分及び大仙・仙北二次医療圏分の交付を受けているが、当該交付に係る事業は平成25年度末までに終了し、執行残額は国に返還済みである。</p> <p>4 基金（三次医療圏分、拡充分）の執行状況別紙のとおり</p>	国からの交付区分	返還額 (執行残額)	備考	平成22年度補正予算 (三次医療圏分)	73,105千円	執行率96%	平成24年度補正予算 (拡充分)	39,166千円	執行率96%	合 計	112,271千円	
国からの交付区分	返還額 (執行残額)	備考											
平成22年度補正予算 (三次医療圏分)	73,105千円	執行率96%											
平成24年度補正予算 (拡充分)	39,166千円	執行率96%											
合 計	112,271千円												

地域医療再生計画(三次医療圏分・拡充分) 執行状況

1. 三次医療圏分

(単位:千円)

項目	名称	基金執行 計画額 (A)	基金執行 決算額 (B)	執行残額 (A)-(B)
救急医療体制 の強化	ヘリポート整備推進事業	307,987	307,546	441
	高度救急医療機関機能強化事業	390,074	325,714	64,360
	災害・救急医療システム高度化事業	91,783	91,535	248
周産期医療体 制の充実	周産期母子医療センター医療機能強化事業	144,067	139,437	4,630
	助産師育成体制強化事業	10,058	10,058	0
医療連携の推 進	リハビリテーション施設設備整備事業	86,732	86,524	208
	脳卒中地域連携クリティカルパス導入推進事業	288	89	199
	リハビリテーションスタッフ育成事業	22,336	22,129	207
	医療ネットワーク整備事業	254,660	254,252	408
	総合診療・家庭医育成事業	207,621	207,213	408
がん対策の推 進	がん早期治療推進事業	157,310	155,963	1,347
	がん診療連携拠点病院等機能強化事業	257,216	256,833	383
	緩和ケア病床整備推進事業	116,626	116,369	257
運用益残額分		9	0	9
事業費計		2,046,767	1,973,662	73,105

2. 拡充分

(単位:千円)

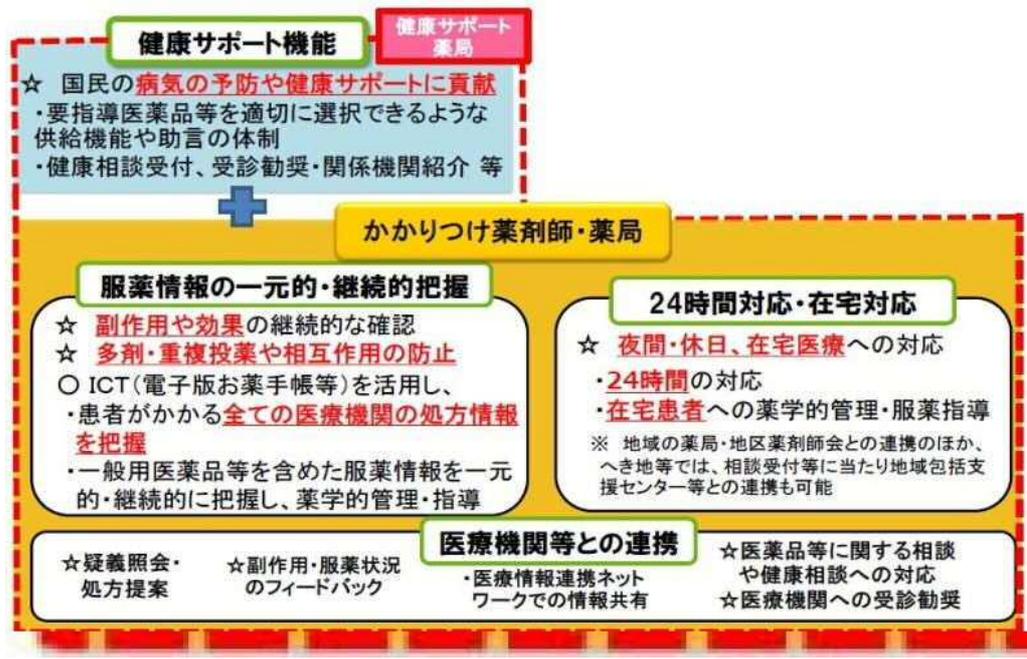
項目	名称	基金執行 計画額 (A)	基金執行 決算額 (B)	執行残額 (A)-(B)
医師等確保対 策	医師総合支援センター設置事業	111,750	110,405	1,345
	病院内保育所整備事業	47,254	47,100	154
	地域医療連携寄附講座設置事業	249,000	249,000	0
	地域医療従事者医師修学資金等貸与事業	89,944	83,064	6,880
	総合診療・家庭医養成事業	30,050	29,832	218
	地域勤務手当支給事業	6,600	0	6,600
	医療秘書等配置促進事業	42,281	42,262	19
	女性医師等勤務環境改善推進事業	10,220	9,568	652
	認定看護師養成事業	18,000	7,878	10,122
	理学療法士養成校設備整備事業	7,087	7,087	0
在宅医療の推 進	在宅医療推進体制構築事業	4,750	4,406	344
	在宅医療連携拠点事業	73,089	63,637	9,452
	訪問看護推進支援事業	1,195	773	422
	訪問看護ステーション整備事業	4,708	3,171	1,537
	在宅療養支援診療所強化事業	41,700	41,614	86
	在宅医療提供拠点薬局整備事業	6,200	6,127	73
災害医療に係 る体制整備	災害拠点病院施設整備事業	210,314	209,631	683
	災害派遣医療チーム配置促進事業	7,000	6,472	528
運用益残額分		51	0	51
事業費計		961,193	922,027	39,166

事業概要

医務薬事課

事業名	内容
<p>⑨ 健康サポート薬局 制度推進事業</p> <p>3,869千円</p> <p>(⑩ 3,869)</p>	<p>1 事業目的</p> <p>厚生労働省が公表した「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けた、「かかりつけ薬剤師・薬局」の機能の充実・強化を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 協議会運営費 169千円 患者のための薬局ビジョン推進協議会（仮称）を設置し、かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化等について協議する。 実施主体：県 開催回数：2回</p> <p>(2) 委託事業費 3,700千円 地域の多様な機関と連携し、薬局以外の場所でお薬・健康相談（アウトリーチ型健康サポート）による体験型のモデル事業を実施するなど、健康サポート薬局制度の周知を図る。 委託先：（一社）県薬剤師会</p>

(厚生労働省が示す新たな薬局のイメージ)



事 業 概 要

医 務 薬 事 課

事 業 名	内 容				
<p>献血運動推進全国大会開催事業</p> <p>【債務負担行為】 限度額 28,172千円</p> <p>(⊖ 28,172)</p> <p>(内訳)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">28年度</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td style="text-align: right;">28,172</td> </tr> </table>	28年度	0	29年度	28,172	<p>1 事業目的 「愛の献血助け合い運動」月間（7月）の一環として血液製剤を献血によって安定的に確保するため、広く献血に関する理解と協力を求めることを目的に開催する。</p> <p>2 実施主体 厚生労働省、日本赤十字社、秋田県</p> <p>3 大会概要 (1) 開催時期 平成29年7月中の1日 (2) 開催会場 県立武道館 (3) 出席者 各都道府県及び県内市町村の献血事業関係者、学生等（1,500名） (4) 内 容 第一部 式典：献血功労者・団体の表彰等 第二部 アトラクション：合唱、民俗芸能等</p> <p>4 事業内容 ・大会開催業務委託料 28,172千円 （式典企画・運営・会場設営、人員輸送業務等）</p>
28年度	0				
29年度	28,172				

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例案の概要

子育て支援課

1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している児童福祉法の条項を改めることとする。（第17条、第30条、第43条、第46条及び第51条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(職員) 第十七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(職員) 第三十条 略</p> <p>2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3 5 略</p> <p>(職員) 第四十三条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第一項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>(職員) 第十七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(職員) 第三十条 略</p> <p>2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3 5 略</p> <p>(職員) 第四十三条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第一項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>

(職員)

第四十六条 略

2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～5 略

(職員)

第五十一条 略

2 前項の支援を担当する職員は、法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(職員)

第四十六条 略

2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～5 略

(職員)

第五十一条 略

2 前項の支援を担当する職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。